市内各小中学校 保護者 様

瑞穂市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業の延長について

仲春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかわり、4月7日(火)から4月19日(日)までの期間を臨時休業としましたが、県教育委員会から臨時休業の延長にかかる要請が出されました。そこで、瑞穂市内小中学校においては、下記のように対応いたします。

児童生徒一人一人の健康を守る上で、そして今後国内での感染拡大をできる限り抑える上で、ご家庭での感染症対策を徹底していただく必要があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1. 臨時休業期間
  - ・令和2年5月6日(水)まで
- 2. 入学式・始業式について
  - ・入学式・始業式は、5月7日(木)に実施する予定です。
  - ・入学式は、新入学児童生徒、保護者(1家庭につき1人)、教職員で行います。
  - ・詳細については、後日各学校から連絡があります。
- 3. 学校登校時のお願い
  - ・登校前の検温・風邪症状の確認を確実に行って下さい。 ※熱や咳等、体調が悪い場合は、無理せず休むようにして下さい。
  - マスクの着用をお願いします。
  - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で療養して下さい。その場合は「欠席」ではなく、「出席停止」の扱いとなります。
- ※今後も、瑞穂市教育委員会学校教育課ホームページまたは各学校のホームページで随時 お知らせいたしますので、ご確認下さい。